

議案第 33 号

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例を制定することについて

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

維持管理経費等の高騰に伴い、茨城県フラワーパークの入園料金を改正するため。

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例

茨城県フラワーパーク条例（令和2年石岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

入園料金（1人につき）

（単位：円）

区分	個人	団体	ペット
大人	2,400	1,920	500
小人	800	640	

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
- 4 「ペット」とは、愛玩を求めて飼育される動物をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。